

那珂市小規模保育事業所設置・運営者募集要項

令和5年4月開設分

那 珂 市

目 次

1 募集の趣旨	P2
2 対象施設等	P2
3 応募資格	P2
4 整備・運営等の条件	P3
5 選定方法等	P6
6 留意事項	P7
7 提出書類	P8
8 応募手続	P8
9 質問及び回答	P8
10 スケジュール	P9

1 募集の趣旨

那珂市（以下「市」といいます。）では、0～2歳児の保育需要が当面の間、高い状態で推移することが予測されることから、小規模保育事業A型を新たに整備することにより、保育の供給体制を確保していきたいと考えています。

この整備計画の一環として、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に定める家庭的保育事業等のうち、同法第6条の3第10項に定める小規模保育事業の設置・運営を担っていただく事業者（以下「設置・運営事業者」といいます。）を募集し、応募事業者の提案内容、財務状況等を総合的に審査した上で、提案の採択の可否をプロポーザル方式（企画立案方式）により決定します。

選定された設置・運営事業者は、提案内容を基本として、設置・運営に向けた協議を市と行うこととします。

募集内容や応募方法などについて確認したい場合は、応募書類の提出に先立ち、事前の質問をお受けします。なお、応募に伴う費用の一切は、応募者の負担となります。

保育事業に熱意と責任のある皆様からのご応募をお願いします。

2 対象施設等

- | | |
|-----------|--|
| (1) 施設の種別 | 小規模保育事業A型 |
| (2) 対象地域 | 全 域
※菅谷地区・五台地区については、重点整備区域として審査に反映されます。 |
| (3) 定 員 | 原則19名
※「0歳児定員0人」となることや、「年齢が上がることによって定員が減少する定員構成」は認めません。
※保育需要の推移によっては定員を超える入所を依頼することが予想されることから、保育室は募集定員枠よりも余裕をもった面積を確保するよう努めてください。 |
| (4) 開設の時期 | 令和5年4月1日 ※令和4年度（単年度）整備となります。
（早期に施設整備、認可等が完了した場合は、令和5年4月1日以前の開設が可能） |
| (5) 誘致施設数 | 2か所予定 |

3 応募資格

次の条件をすべて満たしている法人または法人設立を予定している者（以下「法人等」といいます。）とします。

- (1) 令和3年4月1日現在において、認可保育所、認定こども園、地域型保育施設、認可外保育施設または企業主導型保育施設のいずれかを3年以上運営していること。
- (2) 法人及び代表者（就任予定者を含む）が国税・地方税を滞納していないこと。
- (3) 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上していないこと。

- (4) 事業主体及び運営している幼児教育・保育に関する施設において、直近2年間に実施された場合において、所管庁の監査、指導検査等において、文書指摘を受けていないこと。(ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様に取り扱います。)
- (5) 那珂市暴力団排除条例(平成23年那珂市条例第31号)第2条第1号に規定する暴力団でないこと。
- (6) 役員等が那珂市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過していない者でないこと。
- (7) その他の法律等に抵触していないこと。
- (8) 施設を利用する児童・保護者はもとより、地域との信頼関係を築くことができること。
- (9) 社会福祉事業に熱意と見識を有し、良好な実績があること。
- (10) 小規模保育事業を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。
- (11) 国が掲げる保育指針等を十分に理解し、市の保育行政について積極的に協力すること。
- (12) 那珂市認可保育所等(分園・増築)設置・運営者に応募していないこと。

4 整備・運営等の条件

施設の整備及び運営については、次の条件をすべて満たすことが必要です。

(1) 施設の整備について

- ① 整備予定地・建物は、法人等が所有若しくは取得見込みであること。
※ただし、やむを得ない事由がある場合は賃貸借を可とします。なお、賃貸借の場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年雇児発第0524002・社援発第0524008号通知 ※平成26年改正)によります。
- ② 整備予定地・建物には、第三者の抵当権等、施設存続の支障となり得る権利設定がないこと又はその権利の抹消が確実であること。
- ③ 整備予定地は、公道に面していること又は進入路が確実に確保されていることとし、また、緊急車両等が容易に進入できる幅員を確保されていること。
- ④ 整備予定地・建物が建築基準法、都市計画法、消防法、その他関係法令等の基準を満たしていること。
- ⑤ 建築基準法で定める用途変更等については、所管する関係行政機関と協議したうえで、必要に応じて「保育所」とすること。なお、延床面積が200㎡以下で建築確認を行わない場合であっても、建築基準法及び同法施行令上の「保育所」の基準を満たす旨の建築士による証明が提出できること。
- ⑥ 都市計画法における開発行為に関する許可が必要な場合には、事前に担当部署と協議を行っていること。
- ⑦ 土地利用規制等を含めたその他諸手続きについては、事前に調査をすること。
- ⑧ 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号)に規定する最低基準を満たすこと。

※最低基準を超えて設備を有することについて、妨げるものではありません。

〔1〕 乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。また、乳児室又は

ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上であること。

〔2〕 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は満2歳以上1人につき3.3㎡以上であること。なお、屋外遊戯場を同一敷地に確保できない場合は、施設付近に屋外遊戯場に代わるべき場所を確保すること。

〔3〕 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限

	<p>り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること

⑨ 災害（水害、土砂災害、津波等）に対する安全性が確保されていること。

⑩ 設計にあたっては、園舎・園庭の配置や駐車場・駐輪場の確保等近隣の住環境への影響を十分考慮した計画とすること。

（2）運営について

① 運営において、児童福祉法、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和元年条例第26号）を満たし、かつ市の指導に従うこと。

② 小規模保育事業所に係る土地、建物及び備品等の維持管理に要する費用は、事業者自らが負担すること。

③ 保護者及び地域関係者の要請に応じ、地域に根ざした運営に努めること。

④ 当該施設に勤務する職員の資質向上とあわせ、適切な処遇を図ること。

- ⑤ 職員は、施設長、保育士（乳児3人につき1人、満1歳以上満3歳に満たない幼児6人につき1人）、嘱託医及び調理員を置くこと。ただし、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。また、保育士の算定に当たっては、保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。

(3) 保育内容

- ① 保育所保育指針（平成29年厚生労働省第117号）に沿った保育の内容を基本とし、地域の保育ニーズに対応したものとすること。
- ② 0歳児（産休明け）から2歳児までのすべての児童を受け入れること。
- ③ 延長保育事業は、保護者のニーズに対応した時間帯で実施すること。
※延長保育事業以外にも、障がい児の受け入れや地域子ども・子育て支援事業を積極的に提案してください。ただし、実施事業の決定に当たり、市との協議を経ることが必要です。

(4) 開所日等

- ① 開所日
日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から土曜日まで
- ② 開所時間
午前7時から午後6時まで11時間開所
※標準的な時間帯であり、保育ニーズの実態に合わせて開園の時間帯を連続した11時間としたうえで調整することは妨げません。

(5) 給食

原則、当該施設内で調理を行うこと。また、児童の健康状態に応じアレルギー食等への配慮を行うこと。

(6) 連携施設の確保

子ども・子育て支援法第7条第4項に規定する、連携協力を行う保育所、幼稚園及び認定こども園を適切に確保すること。

ア 保育内容の支援

利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

イ 代替保育の提供

必要に応じて、代替保育（職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該事業者等に代わって提供する保育）を提供すること。

ウ 卒業後の受け皿

当該事業者等を利用する乳幼児が3歳に達した後、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

※卒園後の通園利便性を考慮し、事業所の近隣で確保するのが望ましい。

5 選定方法等

- (1) 市が設置する「那珂市保育所等運営者選定委員会」において、上記の「3 応募資格」及び「4 整備・運営等の条件」の条件を満たした者について、次の5項目を柱とした評価基準により点数化した評価に基づき、本市の設置・運営事業者候補者として選定し、市長が決定します。選定結果については、全ての応募者に対して通知します。

【評価項目】

- ①保育に係る理念・方針について
 - ②保育に係る運営計画及び資金計画について
 - ③地域貢献や近隣住民等との関係性について
 - ④施設計画及び整備予定地について
 - ⑤法人等の実績、財務状況について
- (2) 選定に当たっては、同時期に募集している、那珂市認可保育所（分園・増築）設置・運営者と同時に評価し、上位2事業者を選定します。ただし、上位2事業者が認可保育所等（分園・増築）となった場合は、1事業者は、小規模保育事業者の最上位の者を選定します。
- (3) 注意事項
- 応募にあたっては、次の事項について十分注意してください。
- ① 提案は、1法人一つとすること。
 - ② 決定された設置・運営事業者は、原則辞退することはできないこと。
 - ③ 決定された設置・運営事業者は、決定後に事業計画を変更することは原則認めないこと。（市への相談なしに変更をした場合、決定を取り消すことがあります。）
 - ④ 審査にあたり、必要に応じて説明や追加資料の提出を求める場合があること。
 - ⑤ 審査の結果、決定事業者なしとすることもあること。

6 留意事項

- (1) 施設整備に係る補助金等
- 小規模保育事業所の創設については、本市の予算成立を条件として保育所等整備交付金または保育対策総合支援事業費補助金を活用することができます。（国の要綱等改正により、内容が変更になる場合があります。）
- 詳細については、別添「小規模保育事業所に係る施設整備及び運営費等に関する補助金等について」を参照してください。
- (2) 地域住民等への説明
- 事業予定地の隣接住民、地権者、自治会等に対して申請前に説明し、事業開始後の運営が円滑に行えるよう、十分な理解や協力が得られるようにしておいてください。
- なお、「今回の説明は、那珂市地域型保育事業所設置・運営者の募集に応募するための事前説明であり、現時点では施設整備が確定したものではない。」旨を十分に説明してください。
- (3) その他
- ① 虚偽の記載や重大な違背行為等があった場合は、選定の決定を取り消す場合があること。
 - ② 地権者、地域住民、その他関係者とのトラブルについて、市は損害賠償請求や求償、その他一切の責任を負わないこと。
 - ③ 応募に要する費用その他経費は、すべて応募者の負担とすること。
 - ④ 応募者から応募のため市に提出した書類は返却しないこと。
 - ⑤ 応募または選定後、やむをえない理由で計画内容の変更や、辞退をしようとする

場合は、事前に速やかに相談すること。

- ⑥ 応募者が市に提出した書類について、情報開示の請求があった場合は、個人情報以外は情報公開の対象となること。
- ⑦ 市が必要と認めたときには、追加・補正資料の提出、内容の再説明等を求める場合があること。

7 提出書類

第2号様式「小規模保育事業所設置・運営事業者応募申請書類一覧」のとおりとし、書類提出時の注意事項をご確認のうえ提出してください。それぞれの様式について欄が不足する場合にはサイズを調整して差し支えありませんが、できる限り簡略化に努めてください。

提出していただいた書類は、締切日以降は原則として差替えを認めません。

8 応募手続

- (1) 提出部数 12部（正本1部、副本11部）
- (2) 提出期限 令和3年11月15日（月）
- (3) 提出方法 提出部数を直接持参してください。
なお、提出時に内容の確認を行いますので、提出の際は日程調整のため事前にご連絡をお願いします。
- (4) 提出及び問合せ先
〒311-0192
茨城県那珂市福田1819番地5
那珂市保健福祉部こども課（保育グループ）
電話 029-298-1111（内線252）
FAX 029-352-1021
Eメールアドレス kodomo@city.naka.lg.jp

9 質問及び回答

- (1) 質問受付期間 令和3年7月12日（月）～9月30日（木）午後5時まで
- (2) 質問方法
第20号様式の「質問書」に記入の上、原則としてEメールにより提出してください。
- (3) 回答方法
回答は令和3年10月15日（金）までに、市ホームページに随時掲載します。質問の内容によっては、回答に日数を要することがありますので、早めに提出してください。

10 スケジュール

事 項		日 程
募集開始		令和3年6月28日（月）
質問受付期間		令和3年7月12日（月）～9月30日（木）
提出期限		令和3年11月15日（月）
応募者プレゼンテーション及びヒアリング・書類審査 事業者決定		令和3年12月上旬～12月中旬 （プレゼンテーション等の日時については、別途 通知します。）
選定結果の通知		令和4年1月
※補助金を 活用する 場合	補助金事前協議提出	令和4年1月下旬
	補助金の内示	令和4年4月
	補助金交付決定～入 札・契約・工事着手	令和4年4月以降
開 所		令和5年4月1日

※保育所整備に伴う国の補助金を活用する場合につきましては、補助金内示等の関係で、スケジュールより遅れる場合もあります。

(別添)

小規模保育事業所に係る施設整備及び運営費等に関する補助金等について

【令和2年度保育所等整備交付金（小規模保育事業所）の概要】

対象者	市町村が認めた者
対象経費	施設の整備に必要な工事又は工事請負費（「対象外経費」に定める費用を除く）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む。）、定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要な権利金や前払地代などの一時金。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
対象外経費	<ul style="list-style-type: none">・土地の買収又は整地に要する費用・既存建物の買収に要する費用・職員の宿舎に要する費用・その他施設整備として適当と認められない費用
算定方法	ア 保育所等整備交付金交付要綱で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。 イ 対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額の合計に保育所等整備交付金交付要綱で定める国負担割合を乗じた額を算出する。 ウ アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を国交付額とする。 エ 国交付額に対する市負担割合分を合算した額を交付する。
交付基準額	○本体工事費 補助基準額 71,400千円（上限額） ○特殊付帯工事 10,830千円（上限額） 「次世代育成支援対策施設交付金における特殊付帯工事の取り扱いについて」（平成20年6月12日雇児発0612004号）を準用。 ○設計料加算 国交付基準額の5% ○開設準備加算 37千円（1人当り）×定員数 ○土地借料加算（賃借の場合） 16,100千円 ○負担割合 事業者 1/4 ※令和2年度補助基準額になりますので、令和4年度につきましては、補助額等が異なる場合があります。

【令和2年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業）の概要】

対象者	子ども・子育て支援法第43条に基づき、特定地域型保育事業者として確認を受けることが予定されているもの。
対象経費	賃貸物件等を活用した小規模保育事業所の新設等に必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費、負担金、補助及び交付金
対象外経費	・国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる場合。 ・施設整備を目的とする場合（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む）。
算定方法	ア 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱で定める基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより算出した額に4分の3を乗じた額を交付する
交付基準額	○1事業所当たり 22,000,000円 ○負担割合 事業者 1/4 ※令和2年度補助基準額になりますので、今回の補助対象でありませ、令和4年度につきましては、補助額等が異なる場合があります。 また、要件により基準額が変わる場合があります。

運営費等に関することについて

子ども子育て支援法の第29条の規定に基づき、地域型保育給付費等を支給します。